

○猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令

(第 10 条の 8 第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 10 条の 8 第 3 項
処分の概要	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項(教習用備付け銃に関する措置命令)、第 10 条の 8 第 1 項から第 3 項まで(猟銃又は空気銃の保管の委託)
処分基準	猟銃等保管業者が、法第 10 条の 8 第 2 項により準用される法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室